

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書特定評価要領
【民間活力導入のための市場施設の基礎的諸元調査・検討業務】

1 業務実施上の条件

次の場合は、資格要件を満たさないものとする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 照査技術者が一級建築士でない場合
- (3) 管理技術者、照査技術者及び意匠主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合
- (4) 管理技術者及び照査技術者が各 1 名でない場合
- (5) 記載を求めた各主任担当技術者がそれぞれ 1 名でない場合
(必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。)
- (6) 管理技術者及び照査技術者が記載を求めた各主任担当技術者を兼務している場合
また、記載を求めた各主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務している場合
- (7) 協力事務所が別紙 2「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第 11 条の 2 の規定を満たしていない場合
- (8) 意匠の分担業務分野を再委託した場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定等について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について
委託業者選定審査委員会において、後記 4 の選定基準により参加表明書の審査（評価）を行い、参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）のうち評価の合計点の高い者から技術提案書の提出者（以下「技術提案者」という。）を 5 者程度選定する。
- (2) 技術提案書等の特定について
委託業者選定審査委員会において、後記 5 の特定基準により技術提案書及びヒアリングによる審査（評価）を行い、総合評価点が最も高いものから順に順位付けして特定する。また、その技術提案者を「第一位特定者」、「第二位特定者」、「第三位特定者」と、全員を順位付けして特定する。ただし、評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が 70 点満点中 6 割未満である者、又は、同項目の 4 つの評価の着目点のうちいずれかの評価点が各配点の 2 割以下である者は、特定しない。
- (3) 委託の候補者の選定
上記（2）により特定された者を、第一位特定者から順に委託の候補者として選定する。

3 無効について

提出された技術提案書の中に技術提案者が特定できる内容を記載・掲載してある場合、その技術提案書は無効とし、特定しない。

4 技術提案者の選定基準について

選定基準は、別紙 6「技術提案書の提出者を選定するための基準」による。

技術提案者を選定するための評価点の算定は、評価係数×配点とする。（四捨五入により小数第 2 位までとする。）

- (1) 参加表明者の技術力

平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までに完了した設計業務であって、卸売市場法（昭和 46 年法

別紙 5

律第 35 号) 第 2 条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修(「改修」とは、建築物の様式替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。)に係る設計業務(工事監理のみを除く。)を元請として受託した実績を 1 件、次のとおり評価する。なお、共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

| 評価基準 | 評価係数 |
|---|------|
| ① 設計対象面積 18,000 m ² 以上 | 1.0 |
| ② 設計対象面積 9,000 m ² 以上 18,000 m ² 未満 | 0.6 |
| ③ 設計対象面積 9,000 m ² 未満 | 0.3 |

※ 参加表明者の技術力の評価点は評価係数×配点とする。

(2) 技術者(主任担当技術者)の資格

次の表により評価する。

| 分担業務分野 | 評価する技術者資格 | 評価係数 |
|--------|--------------|------|
| 意匠 | 一級建築士 | 1.0 |
| | 二級建築士 | 0.4 |
| | その他 | 0.2 |
| 構造 | 構造設計一級建築士 | 1.0 |
| | 一級建築士 | 0.8 |
| | 二級建築士 | 0.4 |
| | その他 | 0.2 |
| 電気 | 設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | 建築設備士 | 0.8 |
| | 技術士 | |
| | 一級建築士 | |
| | 一級電気工事施工管理技士 | 0.4 |
| | 二級電気工事施工管理技士 | 0.2 |
| その他 | | |
| 機械 | 設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | 建築設備士 | 0.8 |
| | 技術士 | |
| | 一級建築士 | |
| | 一級管工事施工管理技士 | 0.4 |
| | 二級管工事施工管理技士 | 0.2 |
| その他 | | |
| 共通 | 資格なし | 0 |

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付す。

※ 「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※ 「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

※ 参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合(建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ(同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。)に該当する場合を除く。)、建築士としての資格を評価しない。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。(分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。)

(3) 技術者の技術力

ア 経験年数

| 経験年数 | 管理技術者の評価係数 | 主任担当技術者の評価係数 |
|--------|------------|--------------|
| 12 ～ | 1.0 | 1.0 |
| 9 ～ 11 | 0.8 | 0.8 |
| 6 ～ 8 | 0.6 | 0.6 |
| ～ 5 | 0.4 | 0.4 |

イ 平成16年4月1日から公示の日までに完了した設計業務であって、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条に基づく中央卸売市場又は地方卸売市場における新築、増築、改築又は改修（「改修」とは、建築物の様式替又は修繕をいう。ただし、計画通知又は確認申請が必要な改修に限る。）に係る設計業務（工事監理のみを除く。）の実績を1件、次のとおり評価する。

なお、管理技術者及び主任担当技術者の各実績について（ア）×（イ）を算出した値（四捨五入により少数第2位までとする。）を評価係数とする。

（ア）同種業務＝1.0、類似業務＝0.5とする。

同種業務とは、延床面積18,000㎡以上の設計業務

類似業務とは、延床面積9,000㎡以上の設計業務

（イ）携わった立場

| 過去の実績での立場 | 管理技術者の実績評価の場合 | 主任担当技術者の実績評価の場合 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 管理技術者 | 1.0 | 1.0 |
| 主任担当技術者 | 0.5 | 1.0 |
| 担当技術者 | 0.25 | 0.5 |
| 上記のいずれの立場にも該当しない | 0 | 0 |

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 携わった立場が複数ある場合は、上位の立場で評価する。

ウ 継続教育（CPD）

平成30年度（4月1日～翌3月31日）において、取得したCPD取得単位を評価する。（CPD取得単位は「建築CPD運営会議」が証明する写しにより確認する。）

| CPD取得時間 | 評価係数 |
|-------------|------|
| 12時間以上 | 1.0 |
| 6時間以上12時間未満 | 0.6 |
| 6時間未満 | 0.2 |
| 取得していない | 0 |

エ 過去の受賞歴（管理技術者及び意匠主任担当技術者）

管理技術者及び意匠主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数を評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、建築関係建設コンサルタント業務のうち、地方公共団体、一般社団法人日本建築学会、社団法人日本建設業連合会（旧社団法人建築業協会）又は一般社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。）としての受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付した場合を対象とする。

| 評価基準 | 評価係数 |
|----------|------|
| ①受賞歴3回以上 | 1.0 |
| ②受賞歴2回 | 0.6 |
| ③受賞歴1回 | 0.2 |
| ④受賞歴がない | 0 |

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、別紙8「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」のとおりとする。

5 技術提案書の特定基準について

- (1) 特定基準は、別紙7「技術提案書を特定するための基準」による。
- (2) 技術提案書を特定するための各審査委員の評価点の算定は、評価係数×配点とする。(四捨五入により少数第2位までとする。)
- (3) 各評価の着目点の評価点は、各審査委員の評価点の平均値とする。(四捨五入により少数第2位までとする。)

【各評価の着目点の判断基準及び評価係数】

| 評価の着目点 | 評価基準 | 各委員の評価係数 | | | | |
|---------------|--|----------|-------|-----|----------|--------|
| | | 極めて良好・高い | 良好・高い | 普通 | やや不十分・低い | 不十分・低い |
| 業務の理解度及び取組意欲 | 業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.2 |
| 業務の実施方針 | 業務の取組体制及びその特徴(協力体制・業務分担体制等)、特に重視する業務履行上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.2 |
| 評価テーマに対する技術提案 | 設定したテーマに対する技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等)、実現性(提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して提案ごとに総合的に評価する。 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.2 |

- (4) 視覚的表現の表現方法が、別紙9「表現の許容範囲の取扱い」に定める許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。